

2020年4月版

定期保険

特定傷害特約・傷害死亡特約・がん診断特約



ご契約の約款

この冊子は、ご契約に関する大切なことから記載していますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

OWL募-2020-005MB

くふう少額短期保険株式会社

ご契約者さまへ

このたびは、弊社の保険にお申込みいただきましてありがとうございます。
保険金・給付金等のお支払い事由に該当された場合は請求のお手続きが必要となります。
その場合には、すみやかに弊社のコールセンターまでご連絡ください。

コールセンター **0120-977-856** (通話料無料)

受付時間：平日10:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始休業期間をのぞく)

くふう少額短期保険株式会社

関東財務局長（少額短期保険）第56号

目 次

主な保険用語のご説明	3
定期保険普通保険約款	4
特定傷害特約約款	13
傷害死亡特約約款	20
がん診断特約約款	27
クレジットカード扱特約約款	34
WEB画面を利用する通信による契約手続きに関する特約約款	36
別表	38
別表1 請求書類	39
別表2 対象となる不慮の事故	39
別表3 病院または診療所	40
別表8 対象となる悪性新生物	41
別表10 対象となる特定傷害・部位および給付割合表	43
別表11 薬物依存	44

主な保険用語のご説明

この約款をお読みいただくうえでご参考になる「主な保険用語のご説明」

力	解約返戻金	ご解約をされた場合等に、ご契約者にお戻しするお金をいいます。
キ	給付金	不慮の事故または疾病により入院されたときや手術を受けられたとき、または不慮の事故により身体に傷害を生じたとき等にお支払いするお金をいいます。
ケ	契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日をいいます。また、月ごとの契約応当日といったときは、各月の契約日に対応する日をいいます。
	契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（たとえば、契約内容等の請求権）と義務（たとえば、保険料支払義務）を有する人をいいます。
	契約年齢	被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については、切捨てて計算します。 なお、ご契約後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢をいいます。
	契約日	契約年齢や保険期間等の計算の基準日になります。
コ	告知義務と告知義務違反	ご契約者や被保険者はご契約のお申込みをされるとき等に、過去の傷病歴、現在の健康状態等、「告知書」で当社がおたずねすることからについて事実をありのまま正確にもれなくご記入（告知）いただくことを要します。これを告知義務といいます。 その際に事実が告げられなかったときには、当社は告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。
シ	失効	保険料お払込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなくご契約の効力が失われることをいいます。
	支払事由	約款で定める、保険金等をお受取りいただける事由をいいます。 この支払事由に該当された場合に、保険金等をお受取りいただけます。

シ	主契約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
	事故招致	保険金や給付金などを不法に得るために契約者や受取人などが故意に生じさせる事故のことをいいます。
セ	責任開始日	当社がご契約上の保障を開始する日をいいます。
タ	第1回保険料	ご契約のお申込みをいただき、当社が契約のお引受けを承諾した場合、第1回目にお払込みいただく保険料をいいます。
ト	特約	さまざまな保障内容を充実されるために、普通保険約款に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加する契約内容をいいます。
ハ	払込期月	毎回の保険料をお払込みいただく期間をいい、年払契約の場合は契約応当日の属する月の初日から末日まで、月払契約の場合は月ごとの契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
ヒ	被保険者	その人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。
ホ	保険金	被保険者が死亡したときに当社からお支払いするお金をいいます。
	保険金受取人	ご契約者が指定した、保険金を受取る人をいいます。
	保険証券	ご契約の保険金額、給付金日額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	保険料	ご契約者にお払込みいただくお金をいいます。
メ	免責事由	約款で定める、保険金等をお受取りいただけない事由をいいます。 支払事由に該当された場合でも、この免責事由に該当された場合には保険金等をお受取りいただけません。
ヤ	約款	「ご契約のご加入から消滅までのとりきめ」を記載したものをいいます。

定期保険普通保険約款

目次

この保険の趣旨	5	10 保険契約の更新	10
1 責任開始日、保険証券等	5	第23条（保険契約の更新）	10
第1条（責任開始日）	5	11 保険金受取人	11
第2条（保険証券）	5	第24条（保険金の分割割合）	11
第3条（保険期間および保険料払込期間）	5	第25条（通知による保険金受取人の指定または変更等）	11
2 保険金の支払	5	第26条（遺言による保険金受取人の変更）	11
第4条（保険金の支払）	5	12 保険契約者または保険金受取人の代表者	11
第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）	5	第27条（保険契約者または保険金受取人の代表者）	11
第6条（保険金の支払に関する補則）	6	第28条（保険契約者の変更）	11
第7条（生死不明その他の場合の取扱）	6	第29条（保険契約者の住所変更）	11
第8条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）	6	13 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理	11
3 保険料の払込	7	第30条（年齢の計算）	11
第9条（保険料の払込）	7	第31条（契約年齢および性別の誤りの処理）	11
第10条（保険料の払込方法〈経路〉）	7	14 契約者配当	12
第11条（保険料の払込方法〈経路〉の変更）	7	第32条（契約者配当）	12
4 保険料払込猶予期間および保険契約の失効	7	15 時効	12
第12条（保険料払込猶予期間および保険契約の失効）	7	第33条（時効）	12
第13条（保険料払込猶予期間中に保険事故が発生した場合）	8	16 保険期間中の契約条件の見直し	12
5 解約、解約返戻金、未経過保険料	8	第34条（保険期間中の契約条件の見直し）	12
第14条（解約、解約返戻金）	8	17 管轄裁判所	12
第15条（未経過保険料）	8	第35条（管轄裁判所）	12
6 契約内容の変更	8	18 特約の付加	12
第16条（保険金額の減額）	8	第36条（特約の付加）	12
7 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効	8		
第17条（詐欺による取消し）	8		
第18条（不法取得目的による無効）	8		
8 告知義務および告知義務違反による解除	9		
第19条（告知義務）	9		
第20条（告知義務違反による解除）	9		
第21条（告知義務違反による解除ができない場合）	9		
9 重大事由による解除	9		
第22条（重大事由による解除）	9		

定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険期間中に被保険者が死亡した場合の保障を確保することを目的とするものです。

1 責任開始日、保険証券等

第1条（責任開始日）

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合、保険契約の告知をした日と会社が定めた初回保険料振替日のいずれか遅い日から保険契約上の責任を負います。
2. 前項により会社の責任が開始される日を責任開始日とし、責任開始日が属する月の翌1日を契約日とします。
3. 第1項の初回保険料振替日に振替がないときは、会社は1回に限り翌月の振替日に再度請求を行なうものとします。この場合、第1項および第2項の定めに基づき責任開始日および契約日を改めます。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、承諾通知を発行し、これをもって承諾の通知とします。ただし、第2条（保険証券）に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に発行することにより承諾通知に代えることがあります。
5. 保険契約は、会社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。

第2条（保険証券）

会社は、保険契約を締結した場合、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

- (1) 保険者の氏名または名称
- (2) 保険契約者の氏名または名称ならびに被保険者との続柄
- (3) 被保険者の氏名、性別ならびに契約時の年齢
- (4) 保険金および給付金（以下、「保険金等」といいます。）の受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
- (5) 支払事由ならびに支払方法
- (6) 保険期間の始期（契約日）および終期（満了日）
- (7) 保険金額および給付金額（以下、「保険金額等」といいます。）
- (8) 保険料およびその払込方法（回数）
- (9) 契約日
- (10) 責任開始日
- (11) 保険証券を作成した年月日

- (12) 解約返戻金額（経過月数別）

第3条（保険期間および保険料払込期間）

1. 保険期間は、契約日から起算して1年間とします。
2. 保険料払込期間は、前項の保険期間と同一とします。

2 保険金の支払

第4条（保険金の支払）

この保険契約の保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）は、次に定めるとおりです。

名称	支払事由	支払金額	保険金受取人
			死亡保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人 次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始日（第23条（保険契約の更新）に定める更新をした場合は更新前の最初の保険契約の責任開始日とします。）からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、その程度に応じ、保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第6条（保険金の支払に関する補則）

1. 第4条（保険金の支払）の免責事由に該当して保険金が支払われない場合には、会社は、被保険者が死亡した日を基準日として第15条（未経過保険料）の規定により、未経過保険料を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意によるときはこれを支払いません。
2. 保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、会社は、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の保険金受取人に支払います。この場合、支払われない保険金の対応する部分については第4条（保険金の支払）の規定を適用します。
3. 保険金の請求時にすでに保険金受取人が死亡していた場合は、保険金は保険金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。法定相続人が複数人存在している場合は、法定相続人の協議により代表者を選任し、その代表者が他の法定相続人を代表して請求手続きをするものとし、その代表者は、会社に会社所定の請求に必要な書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出してください。

第7条（生死不明その他の場合の取扱）

被保険者の生死が不明な場合でも、法定死亡（失踪宣告・戸籍法上の認定死亡による除籍）その他死亡したものと会社が認めるときは、保険金を支払います。

第8条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）

1. 保険金等の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 会社は連絡を受け次第、別表1の請求書類を保険金等の受取人宛に郵送します。
3. 保険金等の受取人は、請求書類を会社に提出して保険金等を請求してください。
4. 保険金等は、請求書類が会社に到着した日（ただし、請求書類に不備がある場合はその不備が解消した日）の翌日から起算して5営業日以内に支払います。
5. 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、保険金等の受取人に通知した上で、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には前項にかかわらず、保

険金等を支払うべき期限は、請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

- (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
定期保険普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）およびこの保険契約に付加されている特約約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) 主約款および特約約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実
6. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
7. 前2項の規定を適用する場合には、会社は保険金等を請求した者に通知をします。
8. 第5項および第6項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

9. 第4項、第5項または第6項に定める期日を超えて保険金等を支払う場合は、会社は、その期日の翌日から会社所定の遅延利息を保険金等の受取人に支払います。ただし、前項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、会社は、遅滞の責任を負いません。

3 保険料の払込

第9条（保険料の払込）

1. 保険料は、払込期間中、毎回第10条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める方法に従って、月払または年払（以下、「払込方法」〈回数〉）といいますが。）の金額を払込期月に払い込んでください。
2. 前項の払込期月は、払込方法〈回数〉に応じて、次のとおりとします。
 - (1) 月払契約の場合
 - ① 第1回保険料の払込期月は、責任開始日の属する月の初日から末日まで
 - ② 第2回以後の保険料の払込期月は、契約日の月単位の応当日の属する月の初日から末日まで
 - (2) 年払契約の場合
払込期月は、責任開始日の属する月の初日から末日まで

第10条（保険料の払込方法〈経路〉）

1. 保険料は会社の定めた日（以下、「振替日」といいます。）に保険契約者の指定する金融機関の口座（以下、「指定口座」といいます。）から会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。
2. 前項の払込方法〈経路〉には、次の各号の条件を満たす必要があります。
 - (1) 指定口座が、会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下、「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（提携金融機関等が、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委託していること
3. 振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合、翌営業日に振替を行いません。この場合、第1項に定める振替日に保険料が払い込ま

れたものとします。

4. 口座振替による保険料の払込ができない事情が保険契約者にあり、会社に申出があった場合、会社の指定する方法（会社指定口座への送金）によって保険料を払い込むことを認めます。第1回保険料についても認めます。
5. 資金不足等により口座振替ができなかった場合には、月払契約については、翌月の振替日に2か月分の保険料を請求し、年払契約については、翌月の振替日に再度保険料を振り替えます。
6. クレジットカード扱特約により保険料を払い込む場合は、当該特約の規定により定めます。
7. 保険契約者は、振替日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れてください。

第11条（保険料の払込方法〈経路〉の変更）

1. 保険契約者は、指定口座を提携金融機関等の他の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出てください。
2. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等またはクレジットカード扱特約による払込に変更してください。
3. 会社は、会社または提携金融機関等の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

4 保険料払込猶予期間および保険契約の失効

第12条（保険料払込猶予期間および保険契約の失効）

1. 第2回以後の保険料の払込について、猶予期間は払込期月の翌月初日から末日までとします。
2. 前項の保険料払込猶予期間は、払込方法〈回数〉に応じて、次のとおりとします。
 - (1) 月払契約の場合
保険料払込猶予期間内に保険料の払込期月の未払込保険料と保険料払込猶予期間の当月分保険料の2か月分の保険料が振替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約は失効します。ただし、保険契約者の指定口座の預入額が2か月分の保

料相当額に満たない場合は、1か月分の保険料の口座振替を行ない、これにより未払込保険料の払込があったものとします。

(2) 年払契約の場合

保険料払込猶予期間内に保険料の払込期月の未払込保険料が振替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約は失効します。

3. 保険契約者から申出があり、会社の指定する方法（会社指定口座への送金）により、保険料払込猶予期間満了日までに保険料が支払われた場合は、保険契約は継続します。

第13条（保険料払込猶予期間中に保険事故が発生した場合）

1. 保険料払込猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合に未払込保険料がある場合は、保険契約者はただちに当該保険料を会社に払い込んでください。
2. 前項にかかわらず、会社は、保険契約者または保険金受取人の申出により、保険金から払い込むべき保険料を差し引くことができます。

5 解約、解約返戻金、未経過保険料

第14条（解約、解約返戻金）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、請求書類を受理した日またはその日以後の保険契約者が指定した日を解約日とします。
2. 解約返戻金がある場合には、解約日を基準日として、第15条（未経過保険料）の規定により月単位で未経過保険料を計算して保険契約者に支払います。
3. 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条（未経過保険料）

1. 月払契約の場合
未経過保険料はありません。
2. 年払契約の場合
未経過保険料は、保険期間の未経過月数（1か月未満の端数は切捨て）に応じて、以下の日を基準日として計算される額とします。（円未満を四捨五入）
 - (1) 第6条（保険金の支払に関する補則）第1項の場合は、被保険者

が死亡した日

- (2) 第14条（解約、解約返戻金）の場合は、解約日
- (3) 第16条（保険金額の減額）の場合は、減額日
- (4) 第20条（告知義務違反による解除）および第22条（重大事由による解除）の場合は、被保険者が死亡したときは被保険者が死亡した日、それ以外のときは解除の通知をした日

6 契約内容の変更

第16条（保険金額の減額）

1. 保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。この場合、請求書類を受理した日またはその日以後の保険契約者が指定した日を減額日とします。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 減額分に対応する未経過保険料がある場合には、減額日を基準日として、第15条（未経過保険料）の規定により月単位で未経過保険料を計算して、保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
4. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。この場合、会社はすみやかに保険契約者宛に「減額通知」を送付します。
5. 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

7 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第17条（詐欺による取消し）

保険契約の締結の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

8 告知義務および告知義務違反による解除

第19条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

第20条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、保険契約または付加している特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金等の支払事由が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。会社は、保険契約または付加している特約を解除する場合は、保険金等を支払いません。また、すでに保険金等の支払を行っていたときは、その返還を請求することができます。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が証明したときは、保険金等を支払います。
4. 本条の規定によって保険契約または付加している特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人に通知することをもって、保険契約者に通知したとみなします。
5. 本条の規定によって保険契約または付加している特約を解除したときは、解除の通知をした日を基準日として、会社は、第15条（未経過保険料）の規定により、未経過保険料を保険契約者に支払います。

第21条（告知義務違反による解除ができない場合）

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - (2) 会社の少額短期保険募集人が保険契約者または被保険者に対して、第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたととき
 - (3) 会社の少額短期保険募集人が、保険契約者または被保険者に対し

て、第19条（告知義務）の告知をしなないことを勧めたとき、または事実ではないことを告げることを勧めたとき

- (4) 保険契約の締結後、会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月以内に、解除の通知を行なわなかったとき
 - (5) 保険契約が責任開始日から起算して2年を超えて有効に継続したとき。ただし、責任開始日から起算して2年以内に保険金等の支払事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合に、各号に規定する少額短期保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実ではないことを告げたと認められる場合には、前項第2号および第3号は適用しません。ただし、告知義務違反による場合で、保険金等の支払事由と解除事由との間に因果関係が全く無いときは、保険金等を支払います。

9 重大事由による解除

第22条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約または付加している特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人がこの保険契約もしくは付加している特約の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約または付加している特約の保険金等の請求に関して、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約または付加している特約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき。
 - ① 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下、「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められること。

- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④ 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (5) 前第1号から前第4号に掲げるもののほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前第1号から前第4号までと同等の重大な事由があるとき。
2. 保険金等の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、前項に定める事由の発生以後に、支払事由または免責事由が生じていたときは、会社は、その支払事由または免責事由については、保険金等の支払は行ないません。もしすでに、保険金等を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑥までに該当したのが、保険金等の受取人のみで、その保険金等の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうちその受取人に支払われるべき保険金をいいます。
 3. 本条の規定によってこの保険契約または付加している特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人に通知することをもって、保険契約者に通知したとみなします。
 4. 本条の規定によってこの保険契約または付加している特約を解除したときは、解除の通知をした日を基準日として、会社は、第15条（未経過保険料）の規定により、未経過保険料を保険契約者に支払います。
 5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前4項の規定を適用し、その部分の未経過保険料を保険契約者に支払います。

10 保険契約の更新

第23条（保険契約の更新）

1. この保険契約の保険期間が満了する場合、会社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者へ更新案内を通知し、保険契約者が、保険期間満了日までに保険契約を継続しない旨を会社に通知しない限り、保険契約は、更新され継続するものとします。その場合には、更新通知書を発行します。ただし、更新日（保険期間満了日の翌日、以下同じ。）における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、更新できません。
2. 更新後の保険契約の保険金額は、保険期間満了日の保険金額と同額とします。
3. 更新後の保険契約の保険期間は、1年間とします。
4. 更新された保険契約の保険料は、更新日における被保険者の満年齢によって計算します。
5. 更新後の第1回保険料は、払込方法〈回数〉に応じて、次のとおり会社に払い込んでください。この場合、第12条（保険料払込猶予期間および保険契約の失効）第1項および第13条（保険料払込猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。
 - (1) 月払契約の場合
 - ① 第1回保険料の払込期月は、更新日の属する月の初日から末日まで
 - ② 第2回以後の保険料の払込期月は、更新日の月単位の応当日の属する月の初日から末日まで
 - (2) 年払契約の場合
払込期月は、更新日の属する月の初日から末日まで
6. 保険料払込猶予期間中に前項の払込がないときは、保険契約は更新されず、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
7. 更新に際して、会社が発行した当初の保険証券と更新通知書をもって、更新後の保険証券とみなします。
8. 更新時に限り、第36条（特約の付加）に規定する特約の付加を取扱います。ただし、クレジットカード扱特約については、保険期間中での中途付加も取扱います。
9. 更新時に限り、払込方法〈回数〉の変更を取り扱います。
10. 本条の規定によってこの保険契約が更新された場合には、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 第4条（保険金の支払）および第21条（告知義務違反による解除ができない場合）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。

(2) 更新後の保険契約には、更新日における主約款および保険料率を適用します。

11. 第1項から第7項までの規定にかかわらず、会社はこの保険契約の収支状況などの事情から、会社の定めるところにより、契約更新の際に保険料を増額または保険金額を減額することがあります。また、更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき、この保険が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この保険契約は更新されません。保険契約の更新を取り扱わないときは、会社は、保険契約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

11 保険金受取人

第24条（保険金の分割割合）

保険金受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、平等の割合として取扱います。

第25条（通知による保険金受取人の指定または変更等）

1. 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 前2項に規定する通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第26条（遺言による保険金受取人の変更）

1. 前条に規定するほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効

力は生じません。

3. 前2項の規定による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。

12 保険契約者または保険金受取人の代表者

第27条（保険契約者または保険金受取人の代表者）

1. 保険契約について、保険契約者または保険金受取人の死亡等により保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、または所在が不明のときは、会社が、保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者または保険金受取人が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第28条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

第29条（保険契約者の住所変更）

1. 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最後の住所宛に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

13 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第30条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約日における契約年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。
2. 被保険者の契約日後の年齢は、前項の契約年齢に更新日ごとに1歳を加えて計算します。

第31条（契約年齢および性別の誤りの処理）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、

契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、会社は保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは会社の定める方法に従い、実際の年齢に基づいて契約年齢または保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

14 契約者配当

第 32 条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

15 時効

第 33 条（時効）

保険金受取人が保険金を請求する権利または保険契約者が保険料の返還を請求する権利は、時効により3年で消滅します。

16 保険期間中の契約条件の見直し

第 34 条（保険期間中の契約条件の見直し）

1. 保険金の支払事由の発生率が予想を著しく超過するなどで、収支の改善が見込めないときは、会社は、会社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。
2. 会社は、変更内容について、すみやかに保険契約者にその旨を通知します。

17 管轄裁判所

第 35 条（管轄裁判所）

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金受取人（保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

18 特約の付加

第 36 条（特約の付加）

この保険契約には、以下の特約を付加することができます。

- (1) 特定傷害特約
- (2) 傷害死亡特約
- (3) がん診断特約
- (4) クレジットカード扱特約
- (5) WEB画面を利用する通信による契約手続に関する特約

特定傷害特約約款

目次

この特約の趣旨	14	9 重大事由による解除	18
1 総則	14	第23条 (重大事由による解除)	18
第1条 (特約の締結)	14	10 特約の更新	18
第2条 (特約の責任開始日)	14	第24条 (特約の更新)	18
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	14	11 契約者配当	19
2 特約の給付金の支払	14	第25条 (契約者配当)	19
第4条 (特約の給付金の支払)	14	12 時効	19
第5条 (戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例)	15	第26条 (時効)	19
第6条 (特約の給付金の支払に関する補則)	15	13 特約の保険期間中の契約条件の見直し	19
第7条 (給付金の支払限度額)	15	第27条 (特約の保険期間中の契約条件の見直し)	19
第8条 (給付金の支払限度額に達した場合の取扱)	15	14 管轄裁判所	19
第9条 (特約の給付金の請求、支払時期および支払場所)	15	第28条 (管轄裁判所)	19
3 特約の保険料の払込	16	15 主約款の規定の準用	19
第10条 (特約の保険料の払込)	16	第29条 (主約款の規定の準用)	19
第11条 (特約の保険料の払込方法〈経路〉)	16		
4 特約の保険料払込猶予期間、特約の失効および特約の消滅	16		
第12条 (特約の保険料払込猶予期間および特約の失効)	16		
第13条 (特約の消滅)	16		
第14条 (特約の保険料払込猶予期間中に保険事故が発生した場合)	16		
5 特約の解約、解約返戻金、未経過保険料	16		
第15条 (特約の解約、解約返戻金)	16		
第16条 (特約の未経過保険料)	17		
6 特約の契約内容の変更	17		
第17条 (特約の給付金基準額の減額)	17		
7 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効	17		
第18条 (詐欺による取消し)	17		
第19条 (不法取得目的による無効)	17		
8 告知義務および告知義務違反による解除	17		
第20条 (告知義務)	17		
第21条 (告知義務違反による解除)	17		
第22条 (告知義務違反による解除ができない場合)	17		

特定傷害特約約款

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が、この特約の保険期間中に①特定傷害給付金Ⅰ型の場合、不慮の事故による骨折、関節脱臼、腱の断裂、靭帯損傷または半月板損傷に対する治療を受けたときに、②特定傷害給付金Ⅱ型の場合、不慮の事故による骨折または半月板損傷に対する治療を受けたときに、特定傷害給付金の支払を行なう特約です。

1 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- 会社が、この特約の申込を承諾した場合には、承諾通知を発行し、これをもって承諾の通知とします。ただし、主約款第2条（保険証券）に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に発行することにより承諾通知に代えることがあります。
- この特約は、会社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。

第2条（特約の責任開始日）

この特約の責任開始日は、主契約と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- この特約の保険期間は、主契約の契約日から起算して1年間とします。
- 保険料払込期間は、前項の保険期間と同一とします。

2 特約の給付金の支払

第4条（特約の給付金の支払）

この特約の給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）は、次に定めるとおりです。

名称	支払事由	支払金額	給付金受取人
特定傷害給付金（Ⅰ型・Ⅱ型）	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす治療を受けたとき</p> <p>① この特約の責任開始日以後に発生した別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による別表10に定める特定傷害（※1）（以下、「特定傷害」といいます。）に対して受けた治療であること</p> <p>② 不慮の事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に受けた治療であること</p> <p>③ 別表3に定める病院または診療所における治療であること</p>	特定傷害給付金基準額×別表10に定める給付割合	被保険者
			<p>特定傷害給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）</p> <p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の薬物依存（※2）</p> <p>(4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故または泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 地震、噴火または津波</p> <p>(8) 戦争その他の変乱</p> <p>(9) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）</p>

※1 「特定傷害」とは、

- ・特定傷害給付金Ⅰ型の場合、骨折、関節脱臼、腱の断裂、靭帯損傷、半月板損傷
- ・特定傷害給付金Ⅱ型の場合、骨折、半月板損傷

※2 「薬物依存」とは、別表 11 に記載する平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類コード F10 から F19 の規定に該当するものとしてします。

第 5 条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火、津波によりこの特約の給付金の支払事由に該当した場合でも、それらの支払事由に該当する被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、その程度に応じ、この特約の給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第 6 条（特約の給付金の支払に関する補則）

この特約の給付金の請求時にすでに被保険者が死亡していた場合は、この特約の給付金は被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。法定相続人が複数存在している場合は、法定相続人の協議により代表者を選任し、その代表者が他の法定相続人を代表して請求手続きをするものとしてします。なお、当該代表者は、会社に会社所定の請求書を提出してください。

第 7 条（給付金の支払限度額）

- 給付金の支払限度は、次の各号に定める支払金額を合算して 80 万円とします。
 - この特約の保険期間中に支払事由が生じたすべての給付金の支払金額
 - 同一の被保険者について、この特約の保険期間と他の保険契約の保険期間が重複する期間がある場合には、その期間中に支払事由が生じたこの特約の給付金の支払金額とその重複する他の保険契約に支払事由が生じたすべての給付金の支払金額
 - 同一被保険者について、この特約の保険期間と他の中途消滅契約が消滅しなかった場合の保険期間（中途消滅契約の責任開始日からその保険期間満了日までの期間）が重複する期間がある場合には、その期間中に支払事由が生じたこの特約の給付金の支払金額と他の中途消滅契約に支払事由が生じたすべての給付金の支払金額
- 本条において、「他の保険契約」および「他の中途消滅契約」とは、次の各号に定めるものをいいます。
 - 他の保険契約：保険契約者が会社と締結した他の保険契約のことをいいます。他の保険会社等と締結した保険契約は含みません。

- 他の中途消滅契約：解約、失効または解除により、保険期間の中途において消滅した前号に定める他の保険契約をいいます。

第 8 条（給付金の支払限度額に達した場合の取扱）

- 同一の被保険者に対する給付金額が、前条に定める給付金の支払限度額に達した場合、その達した時から保険期間満了までの間、この特約の給付金の支払事由が生じても会社は責任を負いません。ただし、第 24 条（特約の更新）の規定によりこの特約が更新された場合には、前条に定める給付金の支払限度額が復元されます。
- 前条に定める給付金の支払限度額に達した場合、その達した日の属する月の翌月から保険期間満了日までの間、会社は保険料を収受しません。
- 未経過保険料がある場合には、前条に定める給付金の支払限度額に達した日を基準日として第 16 条（特約の未経過保険料）の規定により、未経過保険料を保険契約者に支払います。

第 9 条（特約の給付金の請求、支払時期および支払場所）

- この特約の給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 会社は連絡を受け次第、別表 1 の請求に必要な書類（以下、「請求書類」といいます。）を給付金受取人宛に郵送します。
- 給付金受取人は、請求書類を会社に提出してこの特約の給付金を請求してください。
- この特約の給付金は、請求書類が会社に到着した日（ただし、請求書類に不備がある場合はその不備が解消した日）の翌日から起算して 5 営業日以内に支払います。
- この特約の給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、この特約の締結時からこの特約の給付金の請求までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、給付金受取人に通知した上で、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には前項にかかわらず、この特約の給付金を支払うべき期限は、請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。
 - この特約の給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）およびこの特約約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - この特約の給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合

この特約の給付金の支払事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
- (4) 主約款および特約約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人のこの特約の締結の目的もしくはこの特約の給付金の請求の意図に関するこの特約の締結時からこの特約の給付金の請求時までにおける事実
6. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、この特約の給付金を支払うべき期限は、請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
7. 前2項の規定を適用する場合には、会社はこの特約の給付金を請求した者に通知をします。
8. 第5項および第6項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はこの特約の給付金を支払いません。
9. 第4項、第5項または第6項に定める期日を超えてこの特約の給付金を支払う場合は、会社は、その期日の翌日から会社所定の遅延利息を給付金受取人に支払います。ただし、前項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、会社は、遅滞の責任を負いません。

3 特約の保険料の払込

第10条（特約の保険料の払込）

この特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主約款の規定により払い込んでください。

第11条（特約の保険料の払込方法（経路））

この特約の保険料の払込方法（経路）は、主契約の保険料の払込方法（経路）と同一とし、主約款の規定を適用します。

4 特約の保険料払込猶予期間、特約の失効および特約の消滅

第12条（特約の保険料払込猶予期間および特約の失効）

この特約の保険料払込猶予期間および特約の失効は、主約款の規定を適用します。

第13条（特約の消滅）

この特約は、主契約が消滅したときに同時に消滅します。

第14条（特約の保険料払込猶予期間中に保険事故が発生した場合）

1. 保険料払込猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が生じた場合に未払込保険料がある場合は、保険契約者はただちに当該保険料を会社に払い込んでください。
2. 前項にかかわらず、会社は、保険契約者または給付金受取人の申出により、この特約の給付金から払い込むべき保険料を差し引くことができます。

5 特約の解約、解約返戻金、未経過保険料

第15条（特約の解約、解約返戻金）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、請求書類を受理した日またはその日以後の保険契約者が指定した日を解約日とします。
2. 解約返戻金がある場合には、解約日を基準日として、第16条（特約の未経過保険料）の規定により月単位で未経過保険料を計算して保険契約者に支払います。
3. 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を、会社に提出してください。

第16条（特約の未経過保険料）

1. 月払契約の場合
未経過保険料はありません。
2. 年払契約の場合
未経過保険料は、保険期間の未経過月数（1か月未満の端数は切捨て）に応じて、以下の日を基準日として計算される額とします。（円未満を四捨五入）
 - (1) 第15条（特約の解約、解約返戻金）の場合は、解約日
 - (2) 第17条（特約の給付金基準額の減額）の場合は、減額日
 - (3) 第21条（告知義務違反による解除）および第23条（重大事由による解除）の場合は、被保険者が死亡したときは被保険者が死亡した日、それ以外のときは解除の通知をした日

6 特約の契約内容の変更

第17条（特約の給付金基準額の減額）

1. 保険契約者は、この特約の給付金基準額の減額を請求することができます。この場合、請求書類を受理した日またはその日以後の保険契約者が指定した日を減額日とします。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、請求書類（別表1）を、会社に提出してください。
3. 減額分に対応する未経過保険料がある場合には、減額日を基準日として、第16条（特約の未経過保険料）の規定により月単位で未経過保険料を計算して、保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
4. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。この場合、会社はすみやかに保険契約者宛に「減額通知」を送付します。
5. 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後のこの特約の給付金基準額が、会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

7 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第18条（詐欺による取消し）

この特約の締結の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた特約の保険料は払い戻しません。

第19条（不法取得目的による無効）

保険契約者がこの特約の給付金を不法に取得する目的または他人にこ

の特約の給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれた特約の保険料は払い戻しません。

8 告知義務および告知義務違反による解除

第20条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社がこの特約の締結の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

第21条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、この特約の給付金の支払事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。会社は、この特約を解除する場合は、この特約の給付金を支払いません。また、すでにこの特約の給付金の支払を行っていたときは、その返還を請求することができます。
3. 前項の規定にかかわらず、この特約の給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者またはこの特約の給付金受取人が証明したときは、この特約の給付金を支払います。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に通知することをもって、保険契約者に通知したとみなします。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、解除の通知をした日を基準日として、会社は、第16条（特約の未経過保険料）の規定により、未経過保険料を保険契約者に支払います。

第22条（告知義務違反による解除ができない場合）

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき

- (2) 会社の少額短期保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたととき
- (3) 会社の少額短期保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) この特約の締結後、会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月以内に、解除の通知を行なわなかったとき
- (5) この特約が、責任開始日から起算して2年を超えて有効に継続したとき。ただし、責任開始日から起算して2年以内にこの特約の給付金の支払事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。

2. 前項第2号および第3号の場合に、各号に規定する少額短期保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項については、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第2号および第3号の規定は適用しません。ただし、告知義務違反による場合で、この特約の給付金の支払事由と解除事由との間に因果関係が全く無いときは、この特約の給付金を支払います。

9 重大事由による解除

第23条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関して、給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次のいずれかに該当するとき。
 - ① 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下、「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与す

るなど関与をしていると認められること。

- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④ 保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (5) 前第1号から前第4号に掲げるもののほか、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前第1号から前第4号までと同等の重大な事由があるとき。
2. この特約の給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項に定める事由の発生以後に、支払事由または免責事由が生じていたときは、会社はその支払事由または免責事由については、この特約の給付金の支払を行ないません。もしすでに、この特約の給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが、給付金受取人のみで、その給付金受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうちその受取人に支払われるべき給付金をいいます。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に通知することをもって、保険契約者に通知したとみなします。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、解除の通知をした日を基準日として、会社は、第16条（特約の未経過保険料）の規定により未経過保険料を保険契約者に支払います。
 5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については前4項の規定を適用し、その部分の未経過保険料を保険契約者に支払います。

10 特約の更新

第24条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、会社は、保険期間満了日の2

か月前までに保険契約者へ更新案内を通知し、保険契約者が、保険期間満了日までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、この特約は、更新され継続するものとします。その場合には、更新通知書を発行します。ただし、更新日（保険期間満了日の翌日、以下同じ。）における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、更新できません。

2. 更新後のこの特約の給付金基準額は、保険期間満了日のこの特約の給付金基準額と同額とします。
3. 更新後のこの特約の保険期間は、1年間とします。
4. 更新されたこの特約の保険料は、更新日における被保険者の満年齢によって計算します。
5. 更新後の第1回保険料は、払込方法〈回数〉に応じて、次のとおり会社に払い込んでください。この場合、第12条（特約の保険料払込猶予期間および特約の失効）、第13条（特約の消滅）および第14条（特約の保険料払込猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。
 - (1) 月払契約の場合
 - ① 第1回保険料の払込期月は、更新日の属する月の初日から末日まで
 - ② 第2回以後の保険料の払込期月は、更新日の月単位の当日の属する月の初日から末日まで
 - (2) 年払契約の場合
払込期月は、更新日の属する月の初日から末日まで
6. 保険料払込猶予期間中に前項の払込がないときは、この特約は更新されず、更新前の特約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
7. 本条の規定によってこの特約が更新された場合には、次の各号のとおり取扱います。
 - (1) 第4条（特約の給付金の支払）および第22条（告知義務違反による解除ができない場合）の規定の適用に際しては、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間を継続した保険期間とみなします。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約約款および保険料率を適用します。
8. 第1項から第6項までの規定にかかわらず、会社はこの特約の収支状況などの事情から、会社の定めるところにより、契約更新の際にこの特約の保険料を増額またはこの特約の給付金基準額を減額することがあります。また、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱ってい

ないとき、この特約が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この特約は更新されません。この特約の更新を取り扱わないときは、会社は、この特約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

11 契約者配当

第25条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

12 時効

第26条（時効）

給付金受取人がこの特約の給付金を請求する権利または保険契約者がこの特約の保険料の返還を請求する権利は、時効により3年で消滅します。

13 特約の保険期間中の契約条件の見直し

第27条（特約の保険期間中の契約条件の見直し）

1. この特約の給付金の支払事由の発生率が予想を著しく超過するなど、収支の改善が見込めないときは、会社の定めるところにより、保険期間中にこの特約の保険料を増額またはこの特約の給付金基準額の減額をすることがあります。
2. 会社は、変更内容については、すみやかに保険契約者にその旨を通知します。

14 管轄裁判所

第28条（管轄裁判所）

この特約の給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金受取人（給付金受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

15 主約款の規定の準用

第29条（主約款の規定の準用）

この特約約款に別段の定めがないときは、主約款を準用します。

傷害死亡特約約款

目次

この特約の趣旨	21	10 特約の更新	25
1 総則	21	第22条 (特約の更新)	25
第1条 (特約の締結)	21	11 特約の保険金受取人	25
第2条 (特約の責任開始日)	21	第23条 (特約の保険金の分割割合)	25
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	21	第24条 (通知による特約の保険金受取人の指定または変更等)	26
2 特約の保険金の支払	21	第25条 (遺言による特約の保険金受取人の変更)	26
第4条 (特約の保険金の支払)	21	12 保険契約者または特約の保険金受取人の代表者	26
第5条 (戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例)	21	第26条 (保険契約者または特約の保険金受取人の代表者)	26
第6条 (特約の保険金の支払に関する補則)	21	第27条 (保険契約者の変更)	26
第7条 (特約の保険金の請求、支払時期および支払場所)	22	第28条 (保険契約者の住所変更)	26
3 特約の保険料の払込	22	13 契約者配当	26
第8条 (特約の保険料の払込)	22	第29条 (契約者配当)	26
第9条 (特約の保険料の払込方法〈経路〉)	23	14 時効	26
4 特約の保険料払込猶予期間、特約の失効および特約の消滅	23	第30条 (時効)	26
第10条 (特約の保険料払込猶予期間および特約の失効)	23	15 特約の保険期間中の契約条件の見直し	26
第11条 (特約の消滅)	23	第31条 (特約の保険期間中の契約条件の見直し)	26
第12条 (特約の保険料払込猶予期間中に保険事故が発生した場合)	23	16 管轄裁判所	26
	23	第32条 (管轄裁判所)	26
5 特約の解約、解約返戻金、未経過保険料	23	17 主約款の規定の準用	26
第13条 (特約の解約、解約返戻金)	23	第33条 (主約款の規定の準用)	26
第14条 (特約の未経過保険料)	23		
6 特約の契約内容の変更	23		
第15条 (特約の保険金額の減額)	23		
7 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効	23		
第16条 (詐欺による取消し)	23		
第17条 (不法取得目的による無効)	23		
8 告知義務および告知義務違反による解除	24		
第18条 (告知義務)	24		
第19条 (告知義務違反による解除)	24		
第20条 (告知義務違反による解除ができない場合)	24		
9 重大事由による解除	24		
第21条 (重大事由による解除)	24		

傷害死亡特約約款

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が、この特約の保険期間中に不慮の事故により死亡した場合に傷害死亡保険金の支払を行なう特約です。

1 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- 会社が、この特約の申込を承諾した場合には、承諾通知を発行し、これをもって承諾の通知とします。ただし、主約款第2条（保険証券）に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に発行することにより承諾通知に代えることがあります。
- この特約は、会社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。

第2条（特約の責任開始日）

この特約の責任開始日は、主契約と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- この特約の保険期間は、主契約の契約日から起算して1年間とします。
- 保険料払込期間は、前項の保険期間と同一とします。

2 特約の保険金の支払

第4条（特約の保険金の支払）

この特約の保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）は、次に定めるとおりです。

名称	支払事由	支払金額	保険金受取人
傷害死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始日以後に発生した別表2に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき	傷害死亡保険金額	死亡保険金受取人
			傷害死亡保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
			次のいずれかにより被保険者が死亡したとき (1) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故または泥酔の状態を原因とする事故 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (6) 地震、噴火または津波 (7) 戦争その他の変乱

第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火、津波によって傷害死亡した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第6条（特約の保険金の支払に関する補則）

- 第4条（特約の保険金の支払）の免責事由に該当してこの特約の保険金が支払われない場合には、会社は、被保険者が死亡した日を基準日として第14条（特約の未経過保険料）の規定により、未経過保険

料を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意によるときはこれを支払いません。

2. 保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約の保険金の一部の受取人であるときは、会社は、この特約の保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の保険金受取人に支払います。この場合、支払われないこの特約の保険金の対応する部分については第4条（特約の保険金の支払）の規定を適用します。
3. この特約の保険金の請求時にすでに保険金受取人が死亡していた場合は、この特約の保険金は保険金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。法定相続人が複数人存在している場合は、法定相続人の協議により代表者を選任し、その代表者が他の法定相続人を代表して請求手続きをするものとします。なお、当該代表者は、会社に会社所定の請求に必要な書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出してください。

第7条（特約の保険金の請求、支払時期および支払場所）

1. この特約の保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 会社は連絡を受け次第、別表1の請求書類を保険金受取人宛に郵送します。
3. 保険金受取人は、請求書類を会社に提出してこの特約の保険金を請求してください。
4. この特約の保険金は、請求書類が会社に到着した日（ただし、請求書類に不備がある場合はその不備が解消した日）の翌日から起算して5営業日以内に支払います。
5. この特約の保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、この特約の締結時からこの特約の保険金の請求までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、保険金受取人に通知した上で、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には前項にかかわらず、この特約の保険金を支払うべき期限は、請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) この特約の保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）およびこの特約約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) この特約の保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
この特約の保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因

- (4) 主約款および特約約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人のこの特約の締結の目的もしくはこの特約の保険金の請求の意図に関するこの特約の締結時からこの特約の保険金の請求時までにおける事実
6. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、この特約の保険金を支払うべき期限は、請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
7. 前2項の規定を適用する場合には、会社はこの特約の保険金を請求した者に通知をします。
8. 第5項および第6項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はこの特約の保険金を支払いません。
9. 第4項、第5項または第6項に定める期日を超えてこの特約の保険金を支払う場合は、会社は、その期日の翌日から会社所定の遅延利息を保険金受取人に支払います。ただし、前項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、会社は、遅滞の責任を負いません。

3 特約の保険料の払込

第8条（特約の保険料の払込）

この特約の保険料の払込方法〈回数〉は、主契約の保険料の払込方法〈回数〉と同一とし、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、

主約款の規定により払い込んでください。

第9条（特約の保険料の払込方法〈経路〉）

この特約の保険料の払込方法〈経路〉は、主契約の保険料の払込方法〈経路〉と同一とし、主約款の規定を適用します。

4 特約の保険料払込猶予期間、特約の失効および特約の消滅

第10条（特約の保険料払込猶予期間および特約の失効）

この特約の保険料払込猶予期間および特約の失効は、主約款の規定を適用します。

第11条（特約の消滅）

この特約は、主契約が消滅したときに同時に消滅します。

第12条（特約の保険料払込猶予期間中に保険事故が発生した場合）

1. 保険料払込猶予期間中にこの特約の保険金の支払事由が生じた場合に未払込保険料がある場合は、保険契約者はただちに当該保険料を会社に払い込んでください。
2. 前項にかかわらず、会社は、保険契約者または保険金受取人の申出により、この特約の保険金から払い込むべき保険料を差し引くことができます。

5 特約の解約、解約返戻金、未経過保険料

第13条（特約の解約、解約返戻金）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、請求書類を受理した日またはその日以後の保険契約者が指定した日を解約日とします。
2. 解約返戻金がある場合には、解約日を基準日として、第14条（特約の未経過保険料）の規定により月単位で未経過保険料を計算して保険契約者に支払います。
3. 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

第14条（特約の未経過保険料）

1. 月払契約の場合
未経過保険料はありません。
2. 年払契約の場合

未経過保険料は、保険期間の未経過月数（1か月未満の端数は切捨て）に応じて、以下の日を基準日として計算される額とします。（円未満を四捨五入）

- (1) 第6条（特約の保険金の支払に関する補則）第1項の場合は、被保険者が死亡した日
- (2) 第13条（特約の解約、解約返戻金）の場合は、解約日
- (3) 第15条（特約の保険金額の減額）の場合は、減額日
- (4) 第19条（告知義務違反による解除）および第21条（重大事由による解除）の場合は、被保険者が死亡したときは被保険者が死亡した日、それ以外のときは解除の通知をした日

6 特約の契約内容の変更

第15条（特約の保険金額の減額）

1. 保険契約者は、この特約の保険金額の減額を請求することができます。この場合、請求書類を受理した日またはその日以後の保険契約者が指定した日を減額日とします。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 減額分に対応する未経過保険料がある場合には、減額日を基準日として、第14条（特約の未経過保険料）の規定により月単位で未経過保険料を計算して、保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
4. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。この場合、会社はすみやかに保険契約者宛に「減額通知」を送付します。
5. 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後のこの特約の保険金額が、会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

7 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第16条（詐欺による取消し）

この特約の締結の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた特約の保険料は払い戻しません。

第17条（不法取得目的による無効）

保険契約者がこの特約の保険金を不法に取得する目的または他人にこの特約の保険金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれた特約の保険料は払い戻しません。

8 告知義務および告知義務違反による解除

第18条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社がこの特約の締結の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

第19条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、この特約の保険金の支払事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。会社は、この特約を解除する場合は、この特約の保険金を支払いません。また、すでにこの特約の保険金の支払を行っていたときは、その返還を請求することができます。
3. 前項の規定にかかわらず、この特約の保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、この特約の保険金を支払いません。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に通知することをもって、保険契約者に通知したとみなします。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、解除の通知をした日を基準日として、会社は、第14条（特約の未経過保険料）の規定により、未経過保険料を保険契約者に支払います。

第20条（告知義務違反による解除ができない場合）

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - (2) 会社の少額短期保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたととき
 - (3) 会社の少額短期保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

- (4) この特約の締結後、会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月以内に、解除の通知を行なわなかったとき
- (5) この特約が、責任開始日から起算して2年を超えて有効に継続したとき。ただし、責任開始日から起算して2年以内にこの特約の保険金の支払事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときは除きます。

2. 前項第2号および第3号の場合に、各号に規定する少額短期保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第2号および第3号の規定は適用しません。ただし、告知義務違反による場合で、この特約の保険金の支払事由と解除事由との間に因果関係が全く無いときは、この特約の保険金を支払います。

9 重大事由による解除

第21条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人がこの特約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の保険金の請求に関して、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当するとき。
 - ① 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下、「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④ 保険契約者または保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有して

いると認められること。

- (5) 前第1号から前第4号に掲げるもののほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前第1号から前第4号までと同等の重大な事由があるとき。
2. この特約の保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項に定める事由の発生以後に、支払事由または免責事由が生じていたときは、会社はその支払事由または免責事由については、この特約の保険金の支払を行いません。もしすでに、この特約の保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが、保険金受取人のみで、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうちその受取人に支払われるべき保険金をいいます。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に通知することをもって、保険契約者に通知したとみなします。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、解除の通知をした日を基準日として、会社は、第14条（特約の未経過保険料）の規定により未経過保険料を保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前4項の規定を適用し、その部分の未経過保険料を保険契約者に支払います。

10 特約の更新

第22条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、会社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者へ更新案内を通知し、保険契約者が、保険期間満了日までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、この特約は、更新され継続するものとします。その場合には、更新通知書を発行します。ただし、更新日（保険期間満了日の翌日、以下同じ。）における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、更新できません。
2. 更新後のこの特約の保険金額は、保険期間満了日のこの特約の保険

金額と同額とします。

3. 更新後のこの特約の保険期間は、1年間とします。
4. 更新されたこの特約の保険料は、更新日における被保険者の満年齢によって計算します。
5. 更新後の第1回保険料は、払込方法〈回数〉に応じて、次のとおり会社に払い込んでください。この場合、第10条（特約の保険料払込猶予期間および特約の失効）、第11条（特約の消滅）および第12条（特約の保険料払込猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。
 - (1) 月払契約の場合
 - ① 第1回保険料の払込期月は、更新日の属する月の初日から末日まで
 - ② 第2回以後の保険料の払込期月は、更新日の月単位の応当日の属する月の初日から末日まで
 - (2) 年払契約の場合
払込期月は、更新日の属する月の初日から末日まで
6. 保険料払込猶予期間中に前項の払込がないときは、この特約は更新されず、更新前の特約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
7. 本条の規定によってこの特約が更新された場合には、次の各号のとおり取扱います。
 - (1) 第4条（特約の保険金の支払）および第20条（告知義務違反による解除ができない場合）の規定の適用に際しては、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間を継続した保険期間とみなします。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約約款および保険料率を適用します。
8. 第1項から第6項までの規定にかかわらず、会社はこの特約の収支状況などの事情から、会社の定めるところにより、契約更新の際にこの特約の保険料を増額またはこの特約の保険金額を減額することがあります。また、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき、この特約が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この特約は更新されません。この特約の更新を取り扱わないときは、会社は、この特約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

11 特約の保険金受取人

第23条（特約の保険金の分割割合）

保険金受取人が2人以上の場合には、この特約の保険金の分割割合（各

受取人の受取分)を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、平等の割合として取扱います。

第24条(通知による特約の保険金受取人の指定または変更等)

1. 保険契約者は、この特約の保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求書類(別表1)を会社に提出してください。
3. 前2項に規定する通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人にこの特約の保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金受取人からこの特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第25条(遺言による特約の保険金受取人の変更)

1. 前条に規定するほか、保険契約者は、この特約の保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力は生じません。
3. 前2項の規定による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。

12 保険契約者または特約の保険金受取人の代表者

第26条(保険契約者または特約の保険金受取人の代表者)

1. 保険契約者について、保険契約者または保険金受取人の死亡等により保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、または所在が不明のときは、会社が、保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者または保険金受取人が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第27条(保険契約者の変更)

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類(別表1)を

会社に提出してください。

第28条(保険契約者の住所変更)

1. 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最後の住所宛に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

13 契約者配当

第29条(契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

14 時効

第30条(時効)

保険金受取人がこの特約の保険金を請求する権利または保険契約者がこの特約の保険料の返還を請求する権利は、時効により3年で消滅します。

15 特約の保険期間中の契約条件の見直し

第31条(特約の保険期間中の契約条件の見直し)

1. この特約の保険金の支払事由の発生率が予想を著しく超過するなどで、収支の改善が見込めないときは、会社の定めるところにより、保険期間中にこの特約の保険料を増額またはこの特約の保険金額を減額することがあります。
2. 会社は、変更内容について、すみやかに保険契約者にその旨を通知します。

16 管轄裁判所

第32条(管轄裁判所)

この特約の保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金受取人(保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって、合意による管轄裁判所とします。

17 主約款の規定の準用

第33条(主約款の規定の準用)

この特約約款に別段の定めがないときは、主約款を準用します。

がん診断特約約款

目次

この特約の趣旨	28	第21条（告知義務違反による解除）	31
1 総則	28	第22条（告知義務違反による解除ができない場合）	31
第1条（特約の締結）	28	10 重大事由による解除	32
第2条（特約の責任開始日）	28	第23条（重大事由による解除）	32
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	28	11 特約の更新	32
2 特約の給付金の支払	28	第24条（特約の更新）	32
第4条（特約の給付金の支払）	28	12 契約者配当	33
第5条（特約の給付金の支払に関する補則）	28	第25条（契約者配当）	33
第6条（給付金の支払限度額）	28	13 時効	33
第7条（給付金の支払限度額に達した場合の取扱）	29	第26条（時効）	33
第8条（特約の給付金の請求、支払時期および支払場所）	29	14 特約の保険期間中の契約条件の見直し	33
3 特約の保険料の払込	30	第27条（特約の保険期間中の契約条件の見直し）	33
第9条（特約の保険料の払込）	30	15 管轄裁判所	33
第10条（特約の保険料の払込方法〈経路〉）	30	第28条（管轄裁判所）	33
4 特約の保険料払込猶予期間、特約の失効および特約の消滅	30	16 主約款の規定の準用	33
第11条（特約の保険料払込猶予期間および特約の失効）	30	第29条（主約款の規定の準用）	33
第12条（特約の消滅）	30		
第13条（特約の保険料払込猶予期間中に保険事故が発生した場合）	30		
5 特約の解約、解約返戻金、未経過保険料	30		
第14条（特約の解約、解約返戻金）	30		
第15条（特約の未経過保険料）	30		
6 特約の契約内容の変更	30		
第16条（特約の給付金額の減額）	30		
7 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効	31		
第17条（詐欺による取消し）	31		
第18条（不法取得目的による無効）	31		
8 特約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことによる無効	31		
第19条（特約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことによる無効）	31		
9 告知義務および告知義務違反による解除	31		
第20条（告知義務）	31		

がん診断特約約款

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後の保険期間中に初めて所定の悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき、がん診断給付金の支払を行なう特約です。

1 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- 会社が、この特約の申込を承諾した場合には、承諾通知を発行し、これをもって承諾の通知とします。ただし、主約款第2条（保険証券）に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に発行することにより承諾通知に代えることがあります。
- この特約は、会社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。

第2条（特約の責任開始日）

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

- この特約の保険期間は、主契約の契約日から起算して1年間とします。
- 保険料払込期間は、前項の保険期間と同一とします。

2 特約の給付金の支払

第4条（特約の給付金の支払）

この特約の給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）は、次に定めるとおりです。

名称	支払事由	支払金額	給付金受取人
がん診断給付金	被保険者が、主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後の保険期間中に初めて別表8に定める悪性新生物（以下、「がん」といいます。）に罹患したと医師によって病理組織学的所見、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより診断確定されたとき	がん診断給付金額	被保険者

第5条（特約の給付金の支払に関する補則）

この特約の給付金の請求時にすでに被保険者が死亡していた場合は、この特約の給付金は被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。法定相続人が複数存在している場合は、法定相続人の協議により代表者を選任し、その代表者が他の法定相続人を代表して請求手続きをするものとします。なお、当該代表者は会社に会社所定の請求書を提出してください。

第6条（給付金の支払限度額）

- 給付金の支払限度は、次の各号に定める支払金額を合算して80万円とします。
 - この特約の保険期間中に支払事由が生じたすべての給付金の支払金額
 - 同一の被保険者について、この特約の保険期間と他の保険契約の保険期間が重複する期間がある場合には、その期間中に支払事由が生じたこの特約の給付金の支払金額とその重複する他の保険契約に支払事由が生じたすべての給付金の支払金額
 - 同一被保険者について、この特約の保険期間と他の中途消滅契約が消滅しなかった場合の保険期間（中途消滅契約の責任開始日からその保険期間満了日までの期間）が重複する期間がある場合には、その期間中に支払事由が生じたこの特約の給付金の支払金額と他の中途消滅契約に支払事由が生じたすべての給付金の支払金額
- 本条において、「他の保険契約」および「他の中途消滅契約」とは、次の各号に定めるものをいいます。
 - 他の保険契約：保険契約者が会社と締結した他の保険契約のこと

をいいます。他の保険会社等と締結した保険契約は含みません。

- (2) 他の中途消滅契約：解約、失効または解除により、保険期間の中途において消滅した前号に定める他の保険契約をいいます。

第7条（給付金の支払限度額に達した場合の取扱）

1. 同一の被保険者に対する給付金額が、前条に定める給付金の支払限度額に達した場合、その達した時から保険期間満了までの間、この特約の給付金の支払事由が生じても会社は責任を負いません。ただし、第24条（特約の更新）の規定によりこの特約が更新された場合には、前条に定める給付金の支払限度額が復元されます。
2. 前条に定める給付金の支払限度額に達した場合、その達した日の属する月の翌月から保険期間満了日までの間、会社は保険料を収受しません。
3. 未経過保険料がある場合には、前条に定める給付金の支払限度額に達した日を基準日として第15条（特約の未経過保険料）の規定により、未経過保険料を保険契約者に支払います。

第8条（特約の給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. この特約の給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 会社は連絡を受け次第、別表1の請求に必要な書類（以下、「請求書類」といいます。）を給付金受取人宛に郵送します。
3. 給付金受取人は、請求書類を会社に提出してこの特約の給付金を請求してください。
4. この特約の給付金は、請求書類が会社に到着した日（ただし、請求書類に不備がある場合はその不備が解消した日）の翌日から起算して5営業日以内に支払います。
5. この特約の給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、この特約の締結時からこの特約の給付金の請求までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、給付金受取人に通知した上で、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には前項にかかわらず、この特約の給付金を支払うべき期限は、請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) この特約の給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
主約款およびこの特約約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) この特約の給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合

この特約の給付金の支払事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
- (4) 主約款および特約約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人のこの特約の締結の目的もしくはこの特約の給付金の請求の意図に関するこの特約の締結時からこの特約の給付金の請求時までにおける事実
6. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、この特約の給付金を支払うべき期限は、請求書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
7. 前2項の規定を適用する場合には、会社はこの特約の給付金を請求した者に通知をします。
8. 第5項および第6項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はこの特約の給付金を支払いません。
9. 第4項、第5項または第6項に定める期日を超えてこの特約の給付金を支払う場合は、会社は、その期日の翌日から会社所定の遅延利息を給付金受取人に支払います。ただし、前項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、会社は、遅滞の責任を負いません。

3 特約の保険料の払込

第9条（特約の保険料の払込）

この特約の保険料の払込方法〈回数〉は、主契約の保険料の払込方法〈回数〉と同一とし、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主約款の規定により払い込んでください。

第10条（特約の保険料の払込方法〈経路〉）

この特約の保険料の払込方法〈経路〉は、主契約の保険料の払込方法〈経路〉と同一とし、主約款の規定を適用します。

4 特約の保険料払込猶予期間、特約の失効および特約の消滅

第11条（特約の保険料払込猶予期間および特約の失効）

この特約の保険料払込猶予期間および特約の失効は、主約款の規定を適用します。

第12条（特約の消滅）

1. つぎの各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) この特約の給付金を支払ったとき
2. 前項第2号によりこの特約が消滅したときは、会社は、未経過保険料を保険契約者に返金しません。

第13条（特約の保険料払込猶予期間中に保険事故が発生した場合）

1. 保険料払込猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が生じた場合に未払込保険料がある場合は、保険契約者はただちに当該保険料を会社に払い込んでください。
2. 前項にかかわらず、会社は、保険契約者または給付金受取人の申出により、この特約の給付金から払い込むべき保険料を差し引くことができます。

5 特約の解約、解約返戻金、未経過保険料

第14条（特約の解約、解約返戻金）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約すること

ができます。この場合、請求書類を受理した日またはその日以後の保険契約者が指定した日を解約日とします。

2. 解約返戻金がある場合には、解約日を基準日として、第15条（特約の未経過保険料）の規定により月単位で未経過保険料を計算して保険契約者に支払います。
3. 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を、会社に提出してください。

第15条（特約の未経過保険料）

1. 月払契約の場合
未経過保険料はありません。
2. 年払契約の場合
未経過保険料は、保険期間の未経過月数（1か月未満の端数は切捨て）に応じて、以下の日を基準日として計算される額とします。（円未満を四捨五入）
 - (1) 第14条（特約の解約、解約返戻金）の場合は、解約日
 - (2) 第16条（特約の給付金額の減額）の場合は、減額日
 - (3) 第21条（告知義務違反による解除）および第23条（重大事由による解除）の場合は、被保険者が死亡したときは被保険者が死亡した日、それ以外のときは解除の通知をした日

6 特約の契約内容の変更

第16条（特約の給付金額の減額）

1. 保険契約者は、この特約の給付金額の減額を請求することができます。この場合、請求書類を受理した日またはその日以後の保険契約者が指定した日を減額日とします。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、請求書類（別表1）を、会社に提出してください。
3. 減額分に対応する未経過保険料がある場合には、減額日を基準日として、第15条（特約の未経過保険料）の規定により月単位で未経過保険料を計算して、保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
4. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。この場合、会社はすみやかに保険契約者宛に「減額通知」を送付します。
5. 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後のこの特約の給付金額が、会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

7 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第17条（詐欺による取消し）

この特約の締結の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた特約の保険料は払い戻しません。

第18条（不法取得目的による無効）

保険契約者がこの特約の給付金を不法に取得する目的または他人にこの特約の給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれた特約の保険料は払い戻しません。

8 特約の責任開始日の前日以前にがん 診断確定されていたことによる無効

第19条（特約の責任開始日の前日以前にがん 診断確定されていたことによる無効）

1. 被保険者が告知前または告知の時から特約の責任開始日の前日まで
にがん診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の、
その事実の知、不知にかかわらず、会社は、この特約を無効とします。
2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取
り扱います。
 - (1) 告知前に、被保険者ががん診断確定されていた事実を、保険契
約者および被保険者が知らなかった場合には、会社は、すでに払い
込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者ががん診断確定されていた事実を、保険契
約者または被保険者のいずれか1人でも知っていた場合には、会
社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻
しません。
3. 特約の責任開始日の前日以前にがん診断確定されていたことによ
る無効の場合は、第21条（告知義務違反による解除）および第23条
（重大事由による解除）の規定は適用されません。

9 告知義務および告知義務違反による解除

第20条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社がこの特約の締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

第21条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、この特約の給付金の支払事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。会社は、この特約を解除する場合は、この特約の給付金を支払いません。また、すでにこの特約の給付金の支払を行っていたときは、その返還を請求することができます。
3. 前項の規定にかかわらず、この特約の給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金受取人が証明したときは、この特約の給付金を支払います。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に通知することをもって、保険契約者に通知したとみなします。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、解除の通知をした日を基準日として、会社は、第15条（特約の未経過保険料）の規定により、未経過保険料を保険契約者に支払います。

第22条（告知義務違反による解除ができない場合）

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - (2) 会社の少額短期保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 会社の少額短期保険募集人が、保険契約者または被保険者に対し

- て、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) この特約の締結後、会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月以内に、解除の通知を行なわなかったとき
 - (5) この特約が、主契約の契約日から起算して2年を超えて有効に継続したとき。ただし、主契約の契約日から起算して2年以内にこの特約の給付金の支払事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合に、各号に規定する少額短期保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項については、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第2号および第3号の規定は適用しません。ただし、告知義務違反による場合で、この特約の給付金の支払事由と解除事由との間に因果関係が全く無いときは、この特約の給付金を支払います。

10 重大事由による解除

第23条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの特約の給付金を詐取る目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関して、給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次のいずれかに該当するとき。
 - ① 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下、「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

- ④ 保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - (5) 前第1号から前第4号に掲げるもののほか、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前第1号から前第4号までと同等の重大な事由があるとき。
2. この特約の給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項に定める事由の発生以後に、支払事由または免責事由が生じていたときは、会社はその支払事由または免責事由については、この特約の給付金の支払を行いません。もしすでに、この特約の給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが、給付金受取人のみで、その給付金受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうちその受取人に支払われるべき給付金をいいます。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に通知することをもって、保険契約者に通知したとみなします。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、解除の通知をした日を基準日として、会社は、第15条（特約の未経過保険料）の規定により未経過保険料を保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については前4項の規定を適用し、その部分の未経過保険料を保険契約者に支払います。

11 特約の更新

第24条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、会社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者へ更新案内を通知し、保険契約者が、保険期

間満了日までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、この特約は、更新され継続するものとします。その場合には、更新通知書を発行します。ただし、更新日（保険期間満了の翌日、以下同じ。）における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、更新できません。

2. 更新後のこの特約の給付金額は、保険期間満了日のこの特約の給付金額と同額とします。
3. 更新後のこの特約の保険期間は、1年間とします。
4. 更新されたこの特約の保険料は、更新日における被保険者の満年齢によって計算します。
5. 更新後の第1回保険料は、払込方法（回数）に応じて、次のとおり会社に払い込んでください。この場合、第11条（特約の保険料払込猶予期間および特約の失効）、第12条（特約の消滅）および第13条（特約の保険料払込猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。
 - (1) 月払契約の場合
 - ① 第1回保険料の払込期月は、更新日の属する月の初日から末日まで
 - ② 第2回以後の保険料の払込期月は、更新日の月単位の応当日の属する月の初日から末日まで
 - (2) 年払契約の場合
払込期月は、更新日の属する月の初日から末日まで
6. 保険料払込猶予期間中に前項の払込がないときは、この特約は更新されず、更新前の特約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
7. 本条の規定によってこの特約が更新された場合には、次の各号のとおり取扱います。
 - (1) 第4条（特約の給付金の支払）および第22条（告知義務違反による解除ができない場合）の規定の適用に際しては、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間を継続した保険期間とみなします。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約約款および保険料率を適用します。
8. 第1項から第6項までの規定にかかわらず、会社はこの特約の収支状況などの事情から、会社の定めるところにより、契約更新の際にこの特約の保険料を増額またはこの特約の給付金額を減額することがあります。また、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき、この特約が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、こ

の特約は更新されません。この特約の更新を取り扱わないときは、会社は、この特約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

12 契約者配当

第25条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

13 時効

第26条（時効）

給付金受取人がこの特約の給付金を請求する権利または保険契約者がこの特約の保険料の返還を請求する権利は、時効により3年で消滅します。

14 特約の保険期間中の契約条件の見直し

第27条（特約の保険期間中の契約条件の見直し）

1. この特約の給付金の支払事由の発生率が予想を著しく超過するなど、収支の改善が見込めないときは、会社の定めるところにより、保険期間中にこの特約の保険料の増額またはこの特約の給付金額の減額をすることがあります。
2. 会社は、変更内容について、すみやかに保険契約者にその旨を通知します。

15 管轄裁判所

第28条（管轄裁判所）

この特約の給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金受取人（給付金受取人が2人以上いるときは、その代表者とする。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

16 主約款の規定の準用

第29条（主約款の規定の準用）

この特約約款に別段の定めがないときは、主約款を準用します。

クレジットカード扱特約約款

目次

第1条（特約の適用）	35
第2条（責任開始日）	35
第3条（保険料の払込）	35
第4条（第1回保険料について、クレジットカードの有効性の 確認を得られなかった場合の取扱）	35
第5条（諸変更）	35
第6条（特約の消滅）	35
第7条（主約款の規定の準用）	35

クレジットカード扱特約約款

第1条 (特約の適用)

1. この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「クレジットカード」といいます。）により、保険料を払い込む旨の申出があり、これを会社が承諾した場合に適用します。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定したクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されかつ使用を認められたものに限ります。
3. 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等（以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。）の確認を行なうものとします。

第2条 (責任開始日)

保険契約の締結の際にこの特約が付加された場合の責任開始日は、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した日とします。

第3条 (保険料の払込)

1. 会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した時に、保険料の払込があったものとします。
2. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対してその払込順序を指定できないものとします。
3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
4. 会社がクレジットカードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取扱います。
5. 会社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第4条 (第1回保険料について、クレジットカードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱)

第1回保険料からクレジットカード支払を行なう場合で、第1回保険料について会社がクレジットカードの有効性の確認を得られなかったときには、会社は保険契約の申込がなかったものとします。

第5条 (諸変更)

1. 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードに変更することができます。また、カード会社を他のカード会社に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
2. 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出てください。

第6条 (特約の消滅)

1. 次の場合、この特約は消滅します。
 - (1) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (2) 他の保険料払込方法〈経路〉に変更されたとき
 - (3) 保険契約が失効したとき
 - (4) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - (5) 会社がカード会社から保険料相当額を領収できないとき
 - (6) カード会社からクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
2. 前項第4号、第5号または第6号の規定に該当する場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。
3. 第1項第4号、第5号または第6号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険契約者は、保険料の払込方法が確定するまでの間の保険料を会社所定の方法により払い込んでください。

第7条 (主約款の規定の準用)

この特約約款に別段の定めがないときは、主約款の規定を準用します。

WEB画面を利用する通信による契約手続に関する特約約款

目次

第1条（特約の適用）	37
第2条（保険契約者・被保険者の範囲）	37
第3条（保険契約の申込）	37
第4条（重要事項説明書の確認と同意）	37
第5条（保険料の払込）	37
第6条（特約の更新および消滅）	37
第7条（主契約の普通保険約款の規定の準用）	37

WEB画面を利用する通信による契約手続に関する特約約款

第1条（特約の適用）

1. この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、保険申込者のWEB画面（インターネットに接続されている電子端末の画面）を利用して保険契約を申込み旨の申出により適用します。
2. この特約は、会社の指定するクレジットカードにより保険料を払い込むことを要します。ただし、クレジットカードの名義人は、保険契約者本人に限ります。
3. この特約は、すべての主契約に適用することができます。ただし、特別条件特約が適用される場合または会社と締結した他の保険契約がある場合は本特約を取扱いません。

第2条（保険契約者・被保険者の範囲）

保険契約者と被保険者は、同一人に限ります。

第3条（保険契約の申込）

1. 保険申込者は、会社の指定するWEB画面を利用して、保険契約を申込みことができるものとします。
2. WEB画面による申込情報として入力されたものは、会社が書面にて求めた内容と同様に取扱います。
3. 会社は、会社の指定するWEB画面による保険契約の申込を受けたときは、保険申込者に対して申込手続き完了メールを送信します。
4. 会社は、申込手続き完了メールを送信後、保険契約の申込に対する承諾可否の判断を行い、承諾した場合には、主約款第2条（保険証券）に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に発行し、これをもって承諾の通知とします。
5. この特約は、会社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。
6. 会社は、クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合、会社は保険契約の申込を無効とします。

第4条（重要事項説明書の確認と同意）

保険申込者は、会社の指定するWEB画面の契約申込手続きにおいて、重要事項説明書の確認と同意をすることを要します。

第5条（保険料の払込）

第1回保険料の払込は、第3条（保険契約の申込）の会社の指定するWEB画面の契約申込手続きに従い、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した時に、保険料の払込があったものとします。

第6条（特約の更新および消滅）

1. この特約は、契約申込手続き時に適用され、更新の取扱いはありません。
2. この特約は、契約申込手続き完了後に消滅します。

第7条（主契約の普通保険約款の規定の準用）

この特約約款に別段の定めがないときは、主契約の普通保険約款の規定を準用します。

別表

別表 1	請求書類	39
別表 2	対象となる不慮の事故	39
別表 3	病院または診療所	40
別表 8	対象となる悪性新生物	41
別表 10	対象となる特定傷害・部位および給付割合表	43
別表 11	薬物依存	44

別表1 請求書類

項目	必要書類
1. 死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故であることを証する書類（事故による死亡の場合） (3) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
2. 給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故であることを証する書類（事故である入院の場合） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
3. 保険金額（給付金額）等の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4. 保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6. 遺言による保険金の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人の印鑑証明書 (6) 保険証券
7. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

別表1の続き

8. 保険料払込方法〈回数〉	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
<p>会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。</p>	

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省（厚生労働省）大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800~E807
2. 自動車交通事故	E810~E819
3. 自動車非交通事故	E820~E825
4. その他の道路交通機関事故	E826~E829
5. 水上交通機関事故	E830~E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840~E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846~E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850~E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E860~E869

別表2の続き

分類項目	基本分類表番号
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870~E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878~E879
12. 不慮の墜落	E880~E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890~E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温 (E900) 中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化 (E902)」、「旅行および身体動揺 (E903)」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置 (E904) 中の飢餓、渇」は除外します。	E900~E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息 (E911)」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息 (E912)」は除外します。	E910~E915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動 (E927) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故 (E928) 中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916~E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930~E949

別表2の続き

分類項目	基本分類表番号
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960~E969
19. 法的介入 ただし、「処刑 (E978)」は除外します。	E970~E978
20. 戦争行為による損傷	E990~E999

別表3 病院または診療所

- 「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。
1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 2. 上記1の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表8 対象となる悪性新生物

1. 悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
口唇の悪性新生物	C00
舌根<基底>部の悪性新生物	C01
その他および部位不明の舌の悪性新生物	C02
歯肉の悪性新生物	C03
口腔底の悪性新生物	C04
口蓋の悪性新生物	C05
その他および部位不明の口腔の悪性新生物	C06
耳下腺の悪性新生物	C07
その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物	C08
扁桃の悪性新生物	C09
中咽頭の悪性新生物	C10
鼻<上>咽頭の悪性新生物	C11
梨状陥凹<洞>の悪性新生物	C12
下咽頭の悪性新生物	C13
その他および部位不明の口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C14
食道の悪性新生物	C15
胃の悪性新生物	C16
小腸の悪性新生物	C17
結腸の悪性新生物	C18
直腸 S 状結腸移行部の悪性新生物	C19
直腸の悪性新生物	C20
肛門および肛門管の悪性新生物	C21
肝および肝内胆管の悪性新生物	C22
胆のう<嚢>の悪性新生物	C23
その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C24
膵の悪性新生物	C25
その他および部位不明の消化器の悪性新生物	C26
鼻腔および中耳の悪性新生物	C30
副鼻腔の悪性新生物	C31
喉頭の悪性新生物	C32
気管の悪性新生物	C33
気管支および肺の悪性新生物	C34

別表8の続き

分類項目	基本分類コード
胸腺の悪性新生物	C37
心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物	C38
その他および部位不明の呼吸器系および胸腔内臓器の悪性新生物	C39
四肢の骨および関節軟骨の悪性新生物	C40
その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生物	C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
皮膚のその他の悪性新生物	C44
中皮腫	C45
カポジ< Kaposi >肉腫	C46
抹消神経および自律神経系の悪性新生物	C47
後腹膜および腹膜の悪性新生物	C48
その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	C49
乳房の悪性新生物	C50
外陰の悪性新生物	C51
膣の悪性新生物	C52
子宮頸(部)の悪性新生物	C53
子宮体部の悪性新生物	C54
子宮の悪性新生物、部位不明	C55
卵巣の悪性新生物	C56
その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	C57
胎盤の悪性新生物	C58
陰茎の悪性新生物	C60
前立腺の悪性新生物	C61
精巣<睪丸>の悪性新生物	C62
その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物	C63
腎盂を除く腎の悪性新生物	C64
腎盂の悪性新生物	C65
尿管の悪性新生物	C66
膀胱の悪性新生物	C67
その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C68
眼および付属器の悪性新生物	C69
髄膜の悪性新生物	C70
脳の悪性新生物	C71
脊髄、脳神経および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C72
甲状腺の悪性新生物	C73
副腎の悪性新生物	C74

別表 8 の続き

分類項目	基本分類コード
その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C75
その他および部位不明の悪性新生物	C76
リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物	C77
呼吸器および消化器の続発性悪性新生物	C78
その他の部位の続発性悪性新生物	C79
部位の明示されない悪性新生物	C80
ホジキン <Hodgkin> 病	C81
ろくろ > 胞性 [結節性] 非ホジキン <non-Hodgkin> リンパ腫	C82
びまん性非ホジキン <non-Hodgkin> リンパ腫	C83
末梢性および皮膚 T 細胞リンパ腫	C84
非ホジキン <non-Hodgkin> リンパ腫のその他および詳細不明の型	C85
悪性免疫増殖性疾患	C88
多発性骨髄腫および悪性形質細胞腫瘍	C90
リンパ性白血病	C91
骨髄性白血病	C92
単球性白血病	C93
その他の細胞型の明示された白血病	C94
細胞型不明の白血病	C95
リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および詳細不明の悪性新生物	C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00~D09

2. 上記 1 において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第 3 版」中、新生物の性状を表す第 5 桁コードが次のものをいいます。

第 5 桁性状コード番号
／ 3…………悪性、原発部位
／ 6…………悪性、転移部位 悪性、続発部位
／ 9…………悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(注 1) 上記 1 の厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記 1 に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

(注 2) 上記 2 の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第 5 桁コードが悪性とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

別表10 対象となる特定傷害・部位および給付割合表

給付金額は、その被保険者が該当する特定傷害・部位の種類による給付割合を乗じて得られる金額とします。

特定傷害・部位の種類	給付割合	
	I型	II型
1. 骨折		
対象となる骨折は骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態とし、かつ、下記のいずれかの部位に生じたものとします。ただし、病的骨折および突発骨折を除きます。		
(1) 頸椎	100.0%	
(2) 頭蓋骨	60.0%	
(3) 骨盤	60.0%	
(4) 上腕	30.0%	
(5) 大腿	30.0%	100.0%
(6) 踵	30.0%	
(7) 肩甲骨	20.0%	
(8) 下腿	20.0%	
(9) 下顎	10.0%	
(10) 鎖骨	10.0%	50.0%
(11) 前腕	10.0%	
(12) 頬骨	10.0%	
(13) 胸骨・肋骨	10.0%	70.0%
(14) 膝蓋骨	10.0%	
(15) 手骨	10.0%	70.0%
(16) 尾骨	10.0%	
(17) 足骨	10.0%	
(18) 脊柱	10.0%	100.0%

別表10の続き

特定傷害・部位の種類	給付割合	
	I型	II型
2. 関節脱臼		
対象となる関節脱臼は、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいい、かつ、麻酔下において手術を要するもので、下記のいずれかの部位に生じたものとします。ただし、先天性脱臼、病的脱臼及び反復性脱臼を除きます。また、脊椎の椎間板ヘルニアは含みません。		
(1) 頸椎	100.0%	
(2) 股関節	60.0%	
(3) 膝関節	30.0%	
(4) 肘関節	10.0%	
(5) 肩関節	10.0%	
(6) 手関節	10.0%	
(7) 顎	10.0%	
(8) 脊椎	10.0%	
3. 腱の断裂		
対象となる腱の断裂は、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態で、長期間の関節の固定が必要なものとします。	60.0%	
4. 靭帯損傷（膝、肩、肘、手首、股関節または足首に限ります。）		
対象となる靭帯損傷は、膝、肩、肘、手首、股関節または足首の靭帯が損傷し、本来の機能を果たせなくなった状態で、長期間の関節の固定が必要なものとします。	30.0%	
5. 半月板損傷		
対象となる半月板損傷は、膝の半月板が損傷し、手術による治療が必要な状態とします。	10.0%	50.0%

別表11 薬物依存

分類項目	基本分類コード
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	F10-F19
アルコール使用<飲酒>による精神及び行動の障害	F10
アヘン類使用による精神及び行動の障害	F11
大麻類使用による精神及び行動の障害	F12
鎮静薬又は催眠薬使用による精神及び行動の障害	F13
コカイン使用による精神及び行動の障害	F14
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神及び行動の障害	F15
幻覚薬使用による精神及び行動の障害	F16
タバコ使用<喫煙>による精神及び行動の障害	F17
揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害	F18
多剤使用及びその他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害	F19

MEMO

定期保険
普通保険約款

特定傷害
特約約款

傷害死亡
特約約款

がん診断
特約約款

クレジット
カード扱
特約約款

WEB 契約
特約約款

別表

MEMO

MEMO

